

医療法人エム・エム会
マッターホルン訪問看護ステーション

〔指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所〕 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人エム・エム会が開設するマッターホルン訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業員（以下「看護職員等」という。）が、居宅において要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）で、主治医が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養を維持できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称； マッターホルン訪問看護ステーション

所在地； 広島県呉市中通1丁目5番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者： 看護師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び訪問看護等の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たる。

2. 看護師： 常勤職員 5名（常勤職員のうち1名は管理者と兼務）

看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む）を作成し、看護師・准看護師は指定訪問看護の提供に当たる。

- 3. 理学療法士(PT)： 非常勤職員 1名
- 作業療法士(OT)： 非常勤職員 1名
- 言語療法士(ST)： 非常勤職員 1名

理学療法士等は、看護職員の代わりに、利用者の居宅を訪問して、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日： 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び7月1日、8月14日から16日、12月30日から1月4日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 看護に関する意見に対し電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。なお、気象状況などにより訪問が困難な場合はその限りではない。

((介護予防) 訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の事業の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護や精神・心理的ケア
- 7 療養生活や家族への介護方法または介護予防方法の指導または助言
- 8 カテーテル等の管理
- 9 体位交換
- 10 服薬に関する管理
- 11 ターミナルケア
- 12 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき 10円

- 3 死後の処置料は、10,000円とする。(キット代は実費徴取)
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 5 訪問看護サービスの利用の中止の申し入れが当日1時間前までになかった場合にはキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、不要とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、呉市内の区域とする(蒲刈、下蒲刈、大崎下島町は応相談)。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護等を実施中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応方法は次のとおりとする。

看護師等は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(事故発生時の対応方法)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速かに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - 2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - 3) その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、訪問看護等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速

かに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 12 条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 13 条 事業者は、訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、訪問看護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(事業継続計画の策定)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対してサービス提供を継続的に実施あるいは及び非常時の体制での早期のサービス提供再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要時に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置

を講じるものとする。

1) 事務所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者に周知徹底を図る。

2) 事務所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人エム・エム会が定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日、第4条第2項、第5条、第8条を改定する。

この規定は、令和4年8月1日、第4条第2項を改定する。

この規定は、令和4年10月1日、第4条第2項、第8条を改定する。

この規定は、令和5年5月1日、第4条第2項を改定する。

この規定は、令和6年1月1日、第4条第2項、第7条第5項を改定する。

この規定は、令和6年3月1日、第4条第2項、第15条を17条へ改定し、第15条・第16条を追加施行する。

この規定は、令和6年9月1日、第4条第3項を改定する。

この規定は、令和7年4月1日、第4条第2項、3項改定し、追加施行する。